

# 給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書 特別徴収

※ 那珂市 使用欄	平成28年度	平成29年度	平成30年度	

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

2 1

平成 年 月 日  那珂市長様	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号						
		名称		宛 名 番 号						
		代表者の 職氏名印		連絡者の 係及び 氏名並び にその 電話番号	係 氏名					
		個人番号 又は法人番号		電話	( )	-				
フリガナ	給 与 所 得 者	生 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未徴収税額 の 徴 収	備 考
氏 名	(旧姓 )	明・大・昭・平 年 月 日	円	月分 から	円	円		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 6. 会社解散 7. 住所誤報 8. 育 休 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (事業所が未徴収 税額を全額徴収 して納付する。)	一括徴収した 税額は、 月分で納 入します。 納入年月日 年 月 日
個人番号	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)			月分 まで					3. 普通徴収 (未徴収税額を本 人が納付する。)	
旧住所										
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	●退職者の未徴収税額について  1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いいたします。
1. 異動が平成29年12月31日までで申出 があったため( 月 日申出)			支払予定日ごとの 徴収予定額	
2. 異動が平成30年1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため			合 計 (上記(ウ)と同額)	
一括徴収できない理由 (○を付してください)				
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため又は未徴収税額より少ないため				
2. その他 理由 ( )				

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。) 新規で納入書を使用しない義務者は○を付してください。→ 納入書不要

月割額 円を 月分から徴収し 納入する。	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規	
		郵便番号		法 人 番 号	継 続	
		フリガナ				
		名称		連絡者の 係及び 氏名並び にその 電話番号	係 氏名	
給与支払方法及びその期日		代表者の 職氏名印		電話	( ) -	

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の戻付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記入せず、新勤務先で本人からの番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入せずに新勤務先へ戻付願います。